

委 託 書

【業務内容】 用地調査・測量

【物件の表示】 札幌市〇区〇条〇丁目〇番〇（宅地〇〇平方メートル）

【物件の概要】 2方向道路、西側道路折れ点に接し昭和〇〇年に分筆

【注意事項】 古く複雑な敷地形状、道路折れ点に接しているため、縄伸び縄縮みの可能性あり。

【成果品】 1. 確定測量図 2. 官公署、法務局調査資料 3. 境界確認書
4. 各種計算簿 5. 写真帳（埋設境界標等） 6. その他

【報酬額等】 報酬内訳
1. 調査業務 2. 測量業務 3. 図面、書類の作成
4. 境界標埋設業務 5. 付随業務
（詳細については別紙計算書のとおり）

報酬額合計 〇〇〇〇〇円（消費税込み）

支払方法

1. 調査測量・仮杭埋設完了時 〇〇〇〇〇円

2. 隣接者立会等、全業務完了時 〇〇〇〇〇円

【期 間】 着手（予定）平成〇年〇月〇日
完了（予定）平成〇年〇月〇日 成果品納入

【委託者】 上記のとおり委託しました。平成 年 月 日

住所

氏名

印

【受託者】 上記のとおり受託しました。平成 年 月 日

住所 札幌市北区北40条西5丁目4-10-501号

氏名

土地家屋調査士 高橋 敦 印

業務委託契約約款

委託者〇〇〇〇（以下「甲」という。）と受託者土地家屋調査士高橋敦（以下「乙」という。）とは下記条項に従い契約を締結する。

（目的）

第1条 この約款は、標記業務委託契約の履行に関し、互いに遵守すべき事項を定めたものである。

（業務の範囲）

第2条 甲が乙に委託する業務の範囲は、委託書の業務の内容に掲げる事項とする。

（業務の処理要領）

第3条 乙は本件業務の実施については受託の趣旨に従い、不動産登記法、その他の関連法令、通達並びに札幌土地家屋調査士会会則並びに調査測量実施要領に準拠して、的確、迅速に処理しなければならないものとする。

2 乙は、本件業務を他の第三者に一括して行わせることはできないものとする。ただし、その作業内容が、乙の職能にもとづく判断を要しない部分については、乙の責任において第三者に行わせることが出来るものとする。

3 隣接者との境界が不明、又は分筆により新たに標識を設置する場合は、隣接所有者の同意のもと境界標識を設置するものとする。なお、隣接所有者が不同意のときは境界標識を設置できない場合もありえる。

（成果の納入）

第4条 乙は本件業務の完了時に甲又は甲の指定する者へ委託書記載の成果品を納入しなければならない。

（報酬の支払い）

第5条 本件契約に係わる業務報酬額は、高橋敦土地家屋調査士事務所で定める報酬額基準に甲、乙の合意により定めるものとする。ただし、その定額をあらかじめ算出することができない場合は、その概算額を甲に告知し、委託業務の完了、引渡しの際に清算するものとする。

（業務の処理期間）

第6条 業務の処理期間は、委託書の定めるところによるものとする。ただし、立会等の進行状況その他乙の責によらない事由がある場合は延引することができるものとし、この場合には、必要に応じて相互に連絡をとるものとする。

（委託契約の解除）

第7条 甲の都合により、または、乙が第三者等の故意又は過失により業務を継続することができない場合には、それぞれ、この委託契約書を解除することが出来るものとする。

この場合、甲は乙が既に関した経過分の業務に関する報酬額相当額及び乙に損害が生じた場合は、その賠償金を乙の請求に基づき支払わなければならないものとする。

ただし、乙において第3条の業務処理要領に違反し、又はその他の債務不履行により、甲から解除された場合はこの限りでないものとする。

(瑕疵担保責任及び損害賠償責任)

第8条 委託業務の処理内容に関する瑕疵担保責任及び損害賠償責任の問題が生じた場合には、甲又は乙は、乙の責任の存続期間を業務完了のときから1年とすることに合意した。新たに設置した境界標識の管理責任は、現地引渡しの際をもつて甲に帰属し、乙は免責されるものとする。

(その他)

第9条 本契約の内容又は本契約に定めのない事項で甲又は乙間に疑義が生じた場合には双方、信義、誠実の原則にもとづき協議して解決すべきものとする。

また、甲または乙の合意により、公正な第三者に参考意見を求めることが出来るものとする。

2 この契約に関し起訴を提起するときは、乙の事務所を管轄する裁判所をもつて第一審裁判所とする。

平成 年 月 日

委託者「甲」 住所 _____

氏名 _____ 印 _____

受託者「乙」 住所 札幌市北区北40条西5丁目4-10-501号 _____

氏名 _____ 土地家屋調査士 高橋 敦 _____ 印 _____